大阪府危機管理室国民保護協議会

関係者各位

　　　　　　　　　　　2014年8月22日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　龍谷大学教授　李洙任

国民保護法は、その法律名に「国民」が使用されていることから、保護対象が日本国民だけのような印象を与えがちです。しかし、英語表記を見ますと「Japanese nationals」と訳すわけにはいかなかったのでしょうか、「国民」は「市民」という言葉に置き換えられ、国民保護法の英語表記は、The [Civil （市民）Protection Law](http://www.kokuminhogo.go.jp/en/about/glossary.html#06)、と訳され、保護対象は、“the People in Armed Attack Situations etc.”となっています。英語表記では「保護される対象」は、「日本社会に在住するすべての市民」と明白でありますが、残念ながら日本語表記においては「国民のみ」という印象を与えています。

今日の日本社会では、nationalismが強まり、「他者」に対する反感、排除、嫌悪の感情が広がる諸事象が見られ、とりわけ在日コリアンに対するヘイトスピーチが深刻化しています。この社会問題は、外交問題が発端と見られがちですが、景気減速や経済格差に対する不満がその緊張を加速化させ、恒常的に指摘されている国家間の歴史認識と教育の違いが平和的対話の発展を阻害する要因となっていると考えられます。また、グローバル化の進行や経済格差の拡大、少子高齢化からくる先行き不安は、日本と韓国が共有する社会的、経済的要因でもあります。

ヘイトスピーチと呼ばれる憎悪表現による暴力は、在日コリアンだけでなく、被差別部落出身者や他の外国籍住民にも向けられています。日本では、人種差別撤廃法の整備が遅れているため、「表現の自由」を盾に他の先進国ではありえない憎悪表現がデモやインターネットで頻繁に見られ、小さいこどもたちをも恐怖を感じる現実があります。国連人種差別撤廃委員会による対日審査が8月２０、２１両日、[スイス](http://www.asahi.com/topics/word/スイス.html)・ジュネーブで行われましたが、デモの様子を見て、警察の警備が「（[ヘイトスピーチ](http://www.asahi.com/topics/word/ヘイトスピーチ.html)をする）加害者たちに警察が付き添っているかのように見えた」と批判の意見が聞かれたと新聞で報道されました。

これらの状況を鑑み、以下の二点を提案します。

（１）国民保護法は、「日本社会に在住するすべての住民を保護する」法律であることを再確認する必要がある。国民保護法の解説では、「国民」と「住民」が入り混じって使用されているが、英語表記のように「すべての住民」という表現に統一する。「法律用語は変更できない」という返答が来ると思いますが、少なくとも大阪府独自が作成する文書では保護対象は「すべての住民」と明記すること。

（２）ヘイトスピーチが弱者に向けての暴力行為に拡大させないためにも、保護法の観点から具体的な施策を考える。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上